

◎議 事 日 程（第5号）

平成26年6月24日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第30号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第33号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第6 議案第34号 海部津島土地開発公社の解散について
- 日程第7 議案第37号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 請願第1号 新聞の軽減税率に関する請願について
- 日程第9 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について
- 日程第10 推薦第1号 愛西市農業委員会委員の推薦について
- 日程第11 議案第38号 愛西市長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 意見書案第1号 新聞等の軽減税率に関する意見書について
- 日程第13 意見書案第2号 手話言語法制定を求める意見書について
- 日程第14 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	石崎 たか子 君	4番	加藤 敏彦 君
5番	八木 一 君	6番	大宮 吉満 君
7番	近藤 武 君	8番	神田 康史 君
9番	杉村 義仁 君	10番	島田 浩 君
11番	河合 克平 君	12番	真野 和久 君
13番	吉川 三津子 君	14番	鬼頭 勝治 君
15番	大島 一郎 君	16番	鷺野 聡明 君
17番	堀田 清 君	18番	大島 功 君
19番	竹村 仁司 君	20番	高松 幸雄 君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	水 谷 勇 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜久男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	五 島 直 和 君
市 民 生 活 部 長	永 田 和 美 君	上 下 水 道 部 長	飯 谷 幸 良 君
消 防 長	小 塚 良 紀 君	福 祉 部 長	小 澤 直 樹 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 秀 三	議 事 課 長	佐 藤 敏 彦
書 記	山 田 宗 一	書 記	服 部 陽 介

---

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として議案第38号、意見書案第1号、意見書案第2号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

総務委員会、文教福祉委員会へ付託しました議案につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（鷲野聰明君）

それでは、総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、6月17日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第30号：愛西市税条例等の一部改正については、法人税割の税率が引き下げられて減収となるが、減収分は交付税で見てもらえるのかとの質問に対し、国は地方公共団体の行革等の努力に対して交付税を考えていく方針のようだが、具体的には把握できていないという答弁でした。採決の結果、議案第30号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、消防団員の確保の状況はどの質問に対し、定数385人に対し現在375人で10名不足している状況であるという答弁でした。採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号：愛西市火災予防条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号：海部津島土地開発公社の解散については、市町村への残余財産の配分はどのようになるかとの質問に対し、出資金は7,000万円あり、愛西市へは1,800万円戻る。事務費等の残余財産は、市10・町6・村3の比率で配分されるという答弁でした。議案第34号については、土地開発公社理事である議長は除斥となりましたが、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、当委員会に付託を受けました部分につきましては、ふるさと応援寄附金事業はどれぐらいの寄附を見込んであるかの質問に対し、1万円以上の寄附に対して500セット分を予算計上したが、どれぐらいの寄附があるかはわからないとの答弁でした。採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号：新聞の軽減税率に関する請願についてを審査いたしました結果、反対意見として、消費税増税により軽減税率の導入を図るものだが、基本的に消費税増税に頼らないようにすべきなので、反対であるという意見がありました。採決の結果、賛成多数で請願第1号を採択いたしました。後ほど、賛成委員から意見書（案）が提出されますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上、総務委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（大島一郎君）

おはようございます。

それでは、文教福祉委員会の結果を報告します。

文教福祉委員会は、6月18日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第31号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の都道府県への移管についてはどのようかとの質問に対し、愛知県は平成29年度を目指して進めているが、詳細はわかっていないという答弁でした。また、倒産や解雇などによる軽減措置の対象者はどの質問に対し、平成25年度の規則減免が2世帯、リストラ等による新規減免対象が121世帯であったとの答弁でした。採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、議案第37号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、社会保障・税番号制度は個人情報漏えいが心配されるが、そ

の管理方法はどのようなかとの質問に対し、今まで各機関で管理していた個人情報引き続き当該機関で管理して、必要なときに必要な情報だけをやりとりする仕組みとなっているという答弁でした。意見として、マイナンバー制度はプライバシーの侵害になる恐れがある、職員の個人情報保護に対する意識改革が必要という意見がありました。採決の結果、議案第37号は賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、請願第2号：手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についてを審査いたしました。質疑の後、採決の結果全員賛成で請願を採択しましたので、後ほど委員会として意見書（案）を提出させていただきますので、御審議をよろしくお願いを申し上げます。

以上で、文教福祉委員会の委員長報告を終わります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第2・議案第30号（討論・採決）**

**○議長（鬼頭勝治君）**

日程第2・議案第30号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

12番・真野和久議員、どうぞ。

**○12番（真野和久君）**

それでは、議案第30号：愛西市税条例等の一部改正について、反対討論を行います。

今回の議案に関しては、特に大きな問題として指摘できるのが軽自動車税の増税の問題です。軽自動車税が自家用乗用車で7,200円が1万800円になるなど大きな値上げになります。これは市民生活が大変な中、少しでも経費を抑えようとしている庶民に対して大変重い負担を課すものです。特に愛西市では公共交通機関が不十分なため、軽自動車が交通手段であり、また軽トラックなどの農作業での利用など、2台、3台と持っている家庭も少なくありません。消費税増税の上に、自動車取得税の減収の見返りとして軽自動車税を増税するこの措置は、まさに二重の弱い者いじめであり、認めるわけにはいきません。

また、法人住民税の引き下げ分は、地方法人税として地方交付税の原資となり、消費税増税による地方消費税増税分の交付団体と不交付団体との格差を是正するために使われると言われていますが、交付税全体の削減が進む中で、地方公共団体の財源が確保されるかをしっかりと見届ける必要があるとも考えます。

以上で、反対討論を終わります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第3・議案第31号（討論・採決）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・議案第31号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に11番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○11番（河合克平君）

第31号の愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険における国の負担が年々減っている中で、国保の総会計に占める国庫負担金が50%から25%に削減されてきました。国保会計の収入をふやすため最高額を引き上げている、そのような状況であると思われまます。国庫負担金の増額を求めていく必要があります。

最高額が引き上げられることは、応能負担の原則を考えるならば必要であると思われまますが、資産割があることで、応能負担とのかかわりでは過重になる世帯が出る状況でもあります。今後においては、国庫負担金の増額を求め、国保税の引き下げ、また法定減額の枠のさらなる拡大、そういったものが必要であると考えまます。

しかし、このたびの内容は2割、5割の法定減額の対象が拡大をする、そして低所得者に対する負担の軽減が拡大されることとなります。消費税の増税によって負担増となる、また年金給付の減額がされている状況、そして、介護保険料の増額による家計の負担増、そういったことを国保税の減額として、負担の軽減になる状況になると思っております。その意味で、負担のさらなる軽減を求めるとい状況ではあります、今回の一部改正には賛成をいたします。そのように討論をさせていただきます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第31号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成討論をさせていただきます。

高所得者の負担がふえ、低所得者の負担が軽減されるという改正で、格差社会においては、正しい手法であると考えますので、賛成をいたします。

しかし一方、この議会で軽減措置を受けている方が全体の38.8%もあることがわかり、超高齢化が進む中で、県が統一の仕組みをつくったとしても、高所得者がどこまで低所得者の負担を支えることができるのか疑問であり、国民健康保険制度の抜本的改正を国に求めていくことが重要であると考えます。

また、この議会で支出として医療費が減ったとの説明もありました。一見喜ばしいことではありますが、その理由はどこにあるのだろうか。低所得者の方が医療が必要なのに我慢しているということはないだろうかと心配をしております。さらに、リストラによる軽減措置を受けている方もふえていることも明らかになり、この国民健康保険のデータからも一歩踏み込めば、市民の生活が見えてきます。

今後、しっかりと分析をしていただき、市民の生活に対応した福祉の充実を望み、賛成討論といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第32号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・議案第32号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第32号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

消防団員の待遇改善という意味で賛成をいたしますが、この議会で市側から答弁がありましたことに対し、一言意見を述べさせていただきます。

本会議で、市は退職金アップが団員確保につながるとの説明をされました。しかし、私は退職金が団員の確保につながるとは思えません。市民に消防団がどんなときにどんな役割を果たしているのか、そして、大災害時にどんな役割を果たすのかを理解してもらうことが重要でないかと思っております。消防団を持たない自治体もあります。そして愛西市では、女性の消防団員の受け入れもできることがこの議会で明らかにされましたが、なぜ私たちの暮らしに消防団が必要なのか、いま一度、市の考え方をまとめ、市民に理解を求める努力をされることを提案し、賛成討論といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を集結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第33号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第5・議案第33号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。



議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第34号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第34号：海部津島土地開発公社の解散についてを議題といたします。

ただいま議題となっております海部津島土地開発公社の解散につきましては、地方自治法第117条の規定により、土地開発公社の理事の職にある私は除斥となります。よって、私は退場しますので、議案第34号の議事進行は副議長にお願いをいたします。

[議長・鬼頭勝治議員 退場]

[副議長 議長席に着席]

○副議長（島田 浩君）

議長のかわりに議事の進行を務めさせていただきます。

それでは、海部津島土地開発公社の解散についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定といたします。

以上で私の職務は終了いたしました。議長の入場をお願いいたします。

[議長・鬼頭勝治議員 入場・着席]

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第37号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第37号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第37号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、反対の討論を行います。

ふるさと納税に関する事業については、昨年12月の一般質問で取り上げた項目を予算化されました。愛西市の物産を送ることで、多くの人に愛西市をより知ってもらおう。また愛西市の農業振興を図る、この事業を発展させることを求めて賛成をいたします。

道徳教育の支援事業やきずなを育む推進事業は、市内の一部中学校における教育現場で問題が発生している中、必要なことであると考えます。

しかしながら、社会保障・税番号制度、別名マイナンバー制度についてのシステム改修について、制度そのものが欠陥であると考えます。マイナンバー制度は、平成25年5月国会において可決成立したのですが、日本共産党・国会議員団はその審議において、1つ、個人のプライバシー情報が容易に照合、集積され、プライバシー侵害などが常態化する。2つ、具体的なメリットや費用対効果が示されていない。3つ、徴税強化や社会保障給付削減の手段とされかねないとして反対をいたしました。

成り済まし犯罪を防ぐことができないことや、被害が出た場合の番号変更について、新しい番号を行き渡らせる規定がないこと、利用範囲を限定することによりプライバシー保護になるとする中、3年後には民間分野などへの利用範囲拡大を検討していること、行政の効率化と国民の利便性向上を導入の理由としていますが、インターネットによって照会できることにより、個人情報が一層危険にさらされることとなります。しかも、個人情報やプライバシーの保護については、第三者機関の設置のみで、実効性のある対策が何もない状況です。

以上の点から、議案第37号には、欠陥だらけのマイナンバー制度の予算が含まれていますので、反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第37号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の討論をいたします。

今、加藤議員から反対討論がありました。住民基本台帳がかかわる事業が含まれており、国が決めたものを賛成するか反対するか否か、大変迷うこの議案でございました。文教福祉委員会でも賛成討論の中で申しましたが、社会保障・税番号制度システム整備費が計上されていますが、今後、本稼働に向けて、庁舎内の個人情報保護に関する職員の意識改革が必須であろうと思っていますので、一言述べさせていただきます。

住基ネットがうまく広がらなかったことや、社会保障が分離して管理されてきた歴史がもとで、新たに国民総背番号制度を導入するのが国の方針であります。この番号制度には、社会保障データを一つにまとめるといったメリットがあると同時に、本会議でも文教福祉委員会でも発言しましたが、変換用データをつくれれば、全ての個人情報が一まとめにでき、それが住基ネットにつながるとなれば、庁舎外への個人情報の流出の危険が高まります。

また、庁舎内においても、各部署のデータは孤立しており、部署間で自由に流用することができない。これが個人情報保護でしたが、簡単にリンクできるようになりますので、どこが責任を持って市全体のデータ管理をしていくのかの責任の所在を明確にすることや、職員個々のパソコンデータの扱い、個人情報保護への意識改革が必要になってまいります。

私は、今の愛西市の職員の個人情報保護への意識や、コンピューターデータ漏えいへの危険感から考えますと、とてもこのシステムを今現在導入することは危険であるというふうに考えております。本稼働までに、デメリットや危険に対する職員への周知を徹底していただくことを要望いたします。

また、今回は教育部局から道徳に関する事業が計上されました。私は道徳は学校の教室で、机の前で学べるものではないと思っております。体験から子供が理解するなど、ぜひ工夫して実施されることを望みます。そして、今某中学校では授業もままならず、保護者が巡回に学校に入るといったボランティアが始まっていると聞いています。こうした問題は学校だけの問題ではなく、子供の育ちを大切にしたい子育て支援や保育、地域づくりも大切になってくると思っております。

さらに市全体の問題として、今後さまざまな事業運営を工夫していただくことを望みまして、賛成討論といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結します。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・請願第1号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・請願第1号：新聞の軽減税率に関する請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

12番・真野和久議員、どうぞ。

## ○12番（真野和久君）

今回の請願第1号：新聞の軽減税率に関する請願について、反対討論を行います。

この請願に対して賛成するのか、反対するのか。この現段階の中で、どう対応するのか非常に悩ましいところでありましたが、基本的に今回は反対という立場をとりたいと思います。

戸別宅配制度の役割や維持の必要性、新聞の役割、また現在の活字離れなどによる新聞購読率の低下などの問題は、請願書にあるとおりであります。消費増税による新聞離れの加速や新聞販売店の経営悪化などを心配されることも理解できます。また、私、日本共産党は、消費税は低所得者ほど重い負担となるため、食料品や生活必需品は原則非課税にすべきなど、品目別複数税率を否定する立場ではありません。

ただ、本年4月から消費税が8%へと引き上げられ、国民の生活が大変厳しくなっている中でも、政府は来年10月の10%への引き上げを考え、その中で軽減税率の適用を検討しています。そうなれば、軽減税率が適用されても増税になることは間違いなく、国民生活はますます厳しくなり、新聞販売店だけではなく、商売を営んでいる多くの方に大きな打撃となります。軽減税率対応を緩和策として利用し、さらなる消費増税の動きが進む中で、これ以上、消費税増税をさせないという幅広い運動が大切になってくると考えています。

## ○議長（鬼頭勝治君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

1番・大野則男議員、どうぞ。

## ○1番（大野則男君）

それでは、請願第1号について、賛成の立場で意見を申し上げます。

消費税は誰にでも同じ税率が適用されるため、低所得者ほど負担が重くなります。このため、軽減税率導入は消費税に複数の税率を導入し、誰もが身近な生活必需品には安い税率を適用して、消費者の負担を軽くする制度であります。よって、軽減税率を導入することは、消費者には負担の軽減が実感できる、わかりやすい制度であると言えます。

欧米の先進諸国では、食料品や新聞、書籍を初め、あるいは公共サービスなどに広く導入されています。こういった意味で新聞の購読料を初め、軽減税率制度の対象品目や詳細な制度設計を急いでいただき、消費税10%の引き上げ時に実施することを望み、この請願に賛成いたします。以上でございます。

## ○議長（鬼頭勝治君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、請願第1号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・請願第2号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・請願第2号：手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

請願第2号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

障害を持つ人々の権利に関する国連の条約や改正障害者基本法において、言語として位置づけられた手話を国民・市民が使いやすい環境にしていくことは、長い間、聾学校でも手話の使用を禁じられてきた歴史を払拭するべく、私たち国民・市民の責務ではないかと考えております。言語は文化であって、生活の基本となるものであり、市民が手話の理解の広がりを実感できる国にしていくことが重要であることから、請願の願意は妥当であり、ぜひ採択されることを呼びかけて賛成討論とします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願に賛成の立場から討論いたします。

手話が言語であることは、今から8年前に国連で障害者権利条約として採択されています。現在に至るまで、日本で法の整備が進んでこなかったことは大変残念なことでと考えております。私の5年生の息子は手話の授業を受けたことがある。また、その下の息子は、保育園では歌に合わせて踊るように手話をしている。そういった様子を見てまいりました。そのような中で、手話が言語として認められてこなかった歴史があったことについては、大変驚いた状況でございました。

本年、お隣の三重県の松坂市が手話の条例を制定した。そのように聞いております。また、今回の請願についても、日本全国で20の都道府県、160の市町村での請願書が採択をされた。そして、意見書も採択をされている状況だと聞いております。手話が言語であるということを実感する市においても、条例整備が必要だと考えます。

請願にあるとおり、日本において手話言語法を制定し、広く手話が言語として認められる状

況となり、手話を使っている方々が差別的な扱いがされないような社会をつくっていく第一歩となるよう、今回の請願について賛成の立場で討論いたしました。お願いします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、請願第2号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・推薦第1号

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・推薦第1号：愛西市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長から指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

農業委員会委員につきましては、皆さんのお手元に配付のとおり、加藤さゆみ氏、伊藤里海氏、飯田喜美子氏、前野順子氏をそれぞれ推薦いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を農業委員会委員として推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

加藤さゆみ氏、伊藤里海氏、飯田喜美子氏、前野順子氏を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第38号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第38号：愛西市長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由並びにその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第38号：愛西市長等の給料の特例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

愛西市長等の給料の特例に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名

でございます。

提案理由といたしましては、このたび各種団体を担当する元職員の公金横領によりまして、市民の皆様方に多大な損害を与えたことに関しまして、その責任を明らかにするための減給処分をしたいので、市長及び副市長の給料の特例に関する条例を制定し、本日御提案するものであります。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

愛西市条例第16号、愛西市長等の給料の特例に関する条例。

内容につきましては、市長、副市長の給料月額1カ月10%の減額をお願いするという内容でございます。

市長の給料の特例ということで、第1条、平成26年7月における市長の給料月額は、愛西市特別職の職員で、常勤のもの給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、月額83万1,600円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この限りではない。

次に、副市長の給料の特例。

第2条といたしまして、平成26年7月における副市長の給料月額は、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、月額68万7,600円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この限りではない。

附則としまして、施行期日、1項、この条例は公布の日から施行する。この条例の失効の関係でございますが、2項といたしまして、この条例は平成26年7月31日限り、その効力を失う。

愛西市長等の給料の特例に関する条例の廃止ということで、3項として、愛西市長等の給料の特例に関する条例。これは平成24年愛西市条例第24号でございますけれども、これにつきましては廃止をするという附則の内容でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、議案第38号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

4番・加藤敏彦議員。

○4番（加藤敏彦君）

議案第38号で、全員協議会の場合でも説明がありましたが、元職員の公金横領により、その監督責任を明確するためにこの条例が提案をされておりますが、元職員は横領した公金については返済をしたと。しかし、退職金については返済を求めていくということでしたが、その点についてはどうなったのでしょうか。

それから、各種団体のお金を預かったことにより、このような事件が発生したと。各種団体のお金を預かることについて、市としてなくする方向は表明されましたけれども、どのように考えておられるか、対応されるかお尋ねをいたします。

○総務部長（石原 光君）

まだ本人からの一応退職金の返還の状況でございますけれども、きょうこの時点で、返還したというような情報については聞いておりません。

それから、団体のお金でございますけれども、当然これは適正管理ということで、基本はその団体にお返しするというのが原則だというふうに思っております。しかしながら、今までの経緯もありますので、ただ預かる上において、私どもも準公金の取扱規定というものを整備しまして、それに合わせて各課マニュアル的なものを作成し、きちっと適正管理に努めていきたいということで、職員には周知を図っていきたいというふうに考えております。

#### ○4番（加藤敏彦君）

各種団体のお金を原則預からないということですが、原則の物差しをどこに置くかによって、本当に変わってくると思うんですが、今の取り扱いの要項を決めて預かるということから、やはり預かるということに、現状続けることになるという気がしますが、やはり原則を強く貫くべきではないかと思いますが、いかがですか。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

現在、各種団体の通帳及び印鑑の管理をしている件数でございますけれども、58件ございます。これにつきましては、小・中学校を除いた件数でございます。先ほど総務部長が言いましたように、まずは各課において会計処理を任せられている全ての団体に会計管理のあり方をきちっと説明をいたします。そして、その団体で管理できるものは、団体で管理をお願いしまして、仕事上どうしても市が管理しなければならないものだけを管理すると、そんなふうに思っております。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

他に質問もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

議案第38号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第38号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第38号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。



次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・意見書案第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・意見書案第1号：新聞等の軽減税率に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○16番（鷺野聰明君）

意見書案第1号：新聞等の軽減税率に関する意見書について。

新聞等の軽減税率に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

平成26年6月24日提出、提出者、愛西市議会議員・鷺野聰明。

賛成者は、大宮吉満議員、大島功議員、石崎たか子議員、杉村義仁議員であります。

愛西市議会議長・鬼頭勝治殿。

はねていただきまして、新聞等の軽減税率に関する意見書（案）でございます。

内容につきましては、政府に対し複数税率の導入、新聞等への軽減税率適用の実現を強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月24日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣宛てでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、意見書案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

意見書案第1号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第1号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・意見書案第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・意見書案第2号：手話言語法制定を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○15番（大島一郎君）

それでは、意見書案第2号、平成26年6月24日、愛西市議会議長・鬼頭勝治殿、文教福祉委員会委員長・大島一郎でございます。

手話言語法制定を求める意見書について。

手話言語法制定を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。

はねていただきまして、手話言語法制定を求める意見書（案）でございます。

内容につきましては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求めるものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月24日、愛知県愛西市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、意見書案第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

意見書案第2号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第2号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第14・常任委員会の閉会中の継続調査について

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から所管事務について会議規則第109条の規定により、閉会中に継続調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

##### ○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

##### ○市長（日永貴章君）

議会閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例議会に上程いたしました多くの議案に対しまして、議案質疑などを通し、御議論をいただき、また議案に対しまして議決をいただきまして、まことにありがとうございました。いただきました御意見、御提案などにつきましては、今後の市政運営に生かしていきたいと考えております。

また、今議会中に発表させていただきました元市職員による過去5年間にわたる公金横領という不祥事につきましては、市民の皆様方の市及び市職員に対する信頼を失墜させるものであり、心からおわび申し上げます。今後は、改めて職員に対する公務員倫理を徹底し、公金管理と内部統制について直視し、再発防止に取り組むとともに、信頼回復に向け、全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、季節も本格的なサマーシーズンとなり、市内では蓮見の会など、各種イベントも開催されますので、議員の皆様方におかれましては、積極的に御参加いただきたいと思っております。

皆様方におかれましては、暑さ対策など体調管理に十分御留意をされ、それぞれの立場で御活躍されますことを御祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（鬼頭勝治君）**

これにて平成26年6月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

鬼頭 勝治

愛西市議会  
副議長

島田 浩

会議録署名議員  
第1番議員

大野 則男

会議録署名議員  
第2番議員

山岡 幹雄